

報告第 2 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月29日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和7年2月15日 午後3時00分頃

2. 事故発生場所 熊取町つばさが丘北二丁目13番6号 地先

3. 相手方

■■■■■
被害者 ■■■■■

■■■■■
親権者 ■■■■■

4. 事故の概要 被害者が熊取町の管理する道路（歩道）を自転車で走行中、植樹帯の根により歩道舗装が隆起していたことが原因で転倒し、顎部を負傷させたもの。

5. 損害賠償額 13,782円